

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：15101

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K19674

研究課題名（和文）ライフステージを見据えた障がい者のセクシュアリティ教育の課題と解決策の提案

研究課題名（英文）Problems in sexuality education for people with disabilities with a focus on life stages and proposed solutions.

研究代表者

大島 麻美（OSHIMA, Asami）

鳥取大学・医学部・助教

研究者番号：90758161

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、多様な特性を持つ障がい児・者のライフステージごとに必要なセクシュアリティ教育の内容とセクシュアリティ教育の実際、実践する上での課題を明らかにし、その課題解決策を提案することであった。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により調査研究に困難が生じた。そのため、研究目的の一部達成のために文献検討を行い、教育者が考える障がい児・者のライフステージごとに必要なセクシュアリティ教育の内容とセクシュアリティ教育の実際、実践する上での課題を明らかにした。障がいの種類や程度に合わせたセクシュアリティ教育の内容や実施方法の具体策を構築することが今後の課題であると考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、障がい児・者のライフステージごとに必要なセクシュアリティ教育の内容とセクシュアリティ教育の実際、実践する上での課題を明らかにすることが出来た。セクシュアリティ教育は障がいの有無に関わらずすべての人々が享受すべきであり、今回の結果をもとに、今後さらに詳細な調査を実施することで、障がいの種類や程度に応じたライフステージを見据えたセクシュアリティ教育の内容や具体的方法の提案に繋がると考える。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to clarify the content of sexuality education necessary for each life stage of children and persons with disabilities with diverse characteristics, the actual practice of sexuality education, and the problems in practicing it, and to propose solutions to these problems. However, the Covid-19 epidemic caused difficulties in the research study.

Therefore, a literature review was conducted to partially achieve the research objectives, and the contents of sexuality education necessary for each life stage of children and persons with disabilities as considered by educators, as well as actual sexuality education and problems in practicing it were clarified. The future task is to construct specific measures for the content and methods of sexuality education tailored to the type and degree of disability.

研究分野：母性看護学・助産学

キーワード：セクシュアリティ 性教育 障がい者 障がい児 ライフステージ

1. 研究開始当初の背景

1995年の世界女性会議で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」は、「セクシュアル・ヘルス/ライツ」も包含する概念であることが確認された。つまり、人々は、性や生殖に関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも健康な状態であること、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決めることができるということである。

日本が2007年に批准した、「障害者の権利に関する条約(以下、障害者権利条約)」では、「両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること」、「障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。」とあり、障がい者にも当然リプロダクティブ・ライツが認められ、リプロダクティブ・ヘルスに関する情報や教育を受ける権利が保障されている。

ところが残念なことに、日本では旧優生保護法(1948~1996年)のもとで1万6千件を超える障害者の強制不妊手術が行われていたことが近年明らかとなった。つまり、日本が障がい者に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツを保障する社会に変化してきたのは近年のことであり、障がい者へのセクシュアリティ教育が十分になされてこなかった。このことは特別支援教育や家庭教育においても同様で、障がい児の将来のライフステージを視野に入れたセクシュアリティ教育が、他の健常児といわれる児と同等に行き届いているとは考え難い。

先行研究によると、学校教員も保護者も障がい児・者の性教育が必要と感じながらも、身体発達や精神発達に個人差のある対象を集団で教育することは難しい上、個人差を考慮した体系化されたプログラムがないため、実際には教育の難しさがあると感じていた(井上ら2010、菊池ら2010)。また、教員の多くは、保護者と連携を図りながら、体系的で計画的な性教育に取り組む必要があると述べており(井上ら2010)、保護者も含めたセクシュアリティに関する教育の具体的方策が必要とされている。

支援者は男女交際の延長線上に結婚・妊娠、出産・育児という選択肢があることを実感している(岡田ら2010)。また、障がい児の半数以上が男女交際や性行為、避妊方法などの具体的な性行動について教育を受けておらず、学校教育を終えてからの教育に課題が残る(菊池ら2010)と述べており、第2次性徴や日常生活におけるマナーやルール、清潔についてなどの日常性活に即した教育は受けているものの、学校教育を終えてからの社会生活を見据えたセクシュアリティ教育が行われていない現状が明らかとなっている。

障がい者のリプロダクティブ・ライツを保障するためには、普通学級で学ぶ子どもたちのように学校教育においてセクシュアリティ教育を享受できるように支援する必要がある。しかしながら、障がいの多様性と個別性のために、障がい児のセクシュアリティ教育の内容は個別性が高いものとなり、体系的なプログラムの構築が困難であった。

2. 研究の目的

障がい児へのセクシュアリティに関する教育の具体的方策を組み立てるためには、基礎的データの収集が不可欠であり、本研究の目的は、障がいの種類、程度、精神発達の違いなど、多様な特性を持つ障がい児・者のライフステージごとに必要なセクシュアリティ教育の内容とセクシュアリティ教育の実際、実践する上での課題を明らかにし、その課題解決策を提案することであった。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により、調査対象者の所属する施設への出入りが困難な状況が継続し、インタビュー調査方法等の変更を余儀なくされた。新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行しインタビュー調査実施予定であったが、インタビュー調査対象者の選定に時間を要したため、調査を実施するに至らなかった。研究目的の一部を達成するため、まずは日本国内の学校教育におけるセクシュアリティ教育の実施者である教員・養護教諭等の教育者を対象とした障がい児・者のセクシュアリティ教育に関する文献検討を行った。

文献検討の目的は、教育者が考える障がい児・者のライフステージごとに必要なセクシュアリティ教育の内容とセクシュアリティ教育の実際、実践する上での課題を明らかにすることとした。

3. 研究の方法

文献検索のデータベースは、医中誌Web、Cinii Articles、国立教育政策所教育研究論文索引、最新看護索引Webを使用した。検索語および検索式は、(セクシュアリティ/セクシャリティ or 性教育/性に関する教育) and (障がい or 障がい者 or 障がい児 or 知的障害 or 精神遅滞 or 身体障害 or 聴覚障害 or 視覚障害 or 言語障害 or 肢体不自由 or 精神障害 or 発達障害 or 自閉症 or 特別支援学校 or 盲学校 or 聾学校 or 養護学校 or 特別支援教育)とした。対象期間を優生保護法から母体保護法へ改正後の1997年~2018年(研究開始時点)に発表された論文とし、タイトル、抄録、本文を読み、研究目的に合致する論文を分析対象として選定した。

4. 研究成果

4つのデータベースから331編の論文が抽出された。重複論文、成人期発症の内分泌疾患/精神疾患/悪性新生物によるセクシュアリティへの影響/性別違和・性別不合について記載しているもの、教育者以外を対象にしたもの、研究目的に合致しないものを除外した31編を分析対象とした。

文献から抽出されたセクシュアリティ教育の内容を表1に示す。

(1) 教育者が実施しているセクシュアリティ教育の内容

特別支援学校の小学部では、多くの内容が1割未満～3割程度と実施率が低く、中学部、高等部と年齢が上がるとともに実施率が上昇していた。

身体に関する事等の内容については、小学部から5割以上の実施率がみられ、とくに「身体の清潔」や「排泄の仕方」などは生活上に必要な知識・スキルとして低学年から実施されていることが明らかとなった。第二次性徴等に関する事等については、中学部で3～9割と実施率が上昇し、人間関係に関する事等、性交・結婚に関する事等、性に関する問題行動等については、高等部で2～6割と調査によって実施率は異なるものの実施率の上昇が見られ、第二次性徴に伴う心身の発達と社会生活に向けて必要な知識やスキルの教育が実施されていることが明らかとなった。

その他には、「プライベートゾーン」「命の尊さ」などに関する内容であった。

実施している理由として、「どの子どもにも必要な教育」、「将来のため」、「性加害者にならないため」、「性被害に遭わないため」などが挙げられていた。一方、実施していない理由として、「考え方・教え方がわからない」、「教育課程への位置づけがない」、「教材・教具がない」というセクシュアリティ教育実施そのものに関する、「個人差が大きい」という障がいの種類や程度の多様性に関する、「日常生活の指導等で行っている」、「個別で対応している」など生活に即した内容の教育は実践されていることなどが明らかとなった。また、「教職員の合意が得られない」、「保護者の合意が得られない」などセクシュアリティ教育に対する意見の違いがあることも明らかとなった。

(2) 教育者が必要と考えるセクシュアリティ教育の内容

特別支援学校小学部・中学部・高等部の教育者の6～9割がセクシュアリティ教育が必要と考えていた。セクシュアリティ教育が必要な理由として、「どの子どもにも必要な教育」と6割程度が感じている調査もあり、障がいを持つ持たないに関わらず必要な教育として認識していることが明らかとなった。また、「性加害者にならないため」、「性被害に遭わないため」、「正しい知識を与えるため」、「性発達が見られるため」など、障がいを持つ子ども達も同様に年齢に沿った性の心身の発達が見られ、それに伴うリスクの軽減や、正しい対処行動がとれるようにするためにも、正しい知識やスキルを教える必要があると考えていることが明らかとなった。

セクシュアリティ教育の開始時期として、中学部以降が5割以上と多く、小学部では調査によって異なるが、低学年で開始する必要があると考えている教育者は数%～40%であった。

必要だと考えるセクシュアリティ教育の内容は、小学部では、身体に関する事等、第二次性徴等に関する事等の内容について4～6割程度、人間関係に関する事等、性交・結婚に関する事等、性に関する問題行動等については、1割未満と必要性を感じていなかった。中学部では、身体に関する事等、第二次性徴等に関する事等の必要性が小学部よりも上昇し、人間関係に関する事等についての必要性が上昇し、とくに「友情・愛情」の項目で必要性を感じていた。性交・結婚に関する事等、性に関する問題行動等については、1割未満の結果の調査もあり必要性は低い傾向であった。高等部では、人間関係に関する事等、性交・結婚に関する事等、性に関する問題行動等について必要と感じている割合が5割～9割と小学部・中学部と比較して必要性が高い傾向にあった。

(3) セクシュアリティ教育を実践する際の課題

教育者がセクシュアリティ教育を実践する上での課題として、教育方法や実践自体に関する課題、教員間や保護者との連携に関する課題、教育者自身のセクシュアリティ教育に対する課題、学校以外との連携に関する課題が挙げられた。

表1 セクシュアリティ教育の内容

身体に関する事	生まれた時のこと
	身体の名刺
	身体の成長
	身体の清潔
	健康維持
	排泄の仕方
	身だしなみ
第二次性徴に関する事等	男子の体のしくみ
	女子の体のしくみ
	第二次性徴
	初経・月経
	精通・夢精
	マスターベーション
人間関係に関する事等	心の変化
	友情・愛情
	男女交際
	家族の役割
	対人距離
性交・結婚に関する事等	コミュニケーションスキル
	性交
	避妊・家族計画
	中絶・性感染症
	妊娠・出産
性に関する問題行動等	結婚・男女の協力
	性被害に遭わない
	性問題の加害者にならない
その他	優生保護法
	その他

教育方法や実践自体に関する課題としては、「教育課程への位置づけがない」、「授業企画・検討の体制が不十分」、「指導内容・方法の未確立、具体的方法がない」、「資料・教材不足」などセクシュアリティ教育の実践内容や方法が確立していない現状が明らかとなった。 教員間や保護者との連携に関する課題としては、「同僚の理解・協力が得られない、意識の違い」、「教師間の生徒の捉え方の違い」、「保護者の理解・連携・協力不足」など、児童・生徒を支援する者同士の連携不足により実践できない可能性が明らかとなった。 教育者自身のセクシュアリティ教育に対する課題としては、「苦手意識がある」、「性教育の知識が少ない」など、教育者自身のセクシュアリティ教育に対する苦手意識や、セクシュアリティ教育に関する知識を習得する環境が不足している可能性がある。 学校以外との連携に関する課題としては、「卒後の連携・卒後の教育の関わりの限界」、「卒業に向けての体制づくりが不可欠」、「地域へ提供しにくい子どもの情報」など、特別支援学校高等部卒業後に社会に出る際に、卒後も継続した支援が必要であると認識しているにもかかわらず、個人情報保護の観点からの連携の難しさや、教育者が直接支援できないことによるセクシュアリティ教育の継続の難しさが明らかとなった。

また、児童・生徒の障がいの多様性により、児童生徒自身が「性に関する知識を得られる機会が少ない」、「知識の少なさ、不確かな情報源」、「何度も繰り返して行う必要がある」など、児童・生徒の特性による課題もあることが明らかとなった。

(4) 考察

特別支援学校の教育者が実施しているセクシュアリティ教育の内容は、児童・生徒の障がいの種類や程度によって実施する・しない、実施する際にもどの程度実施するか教育者の裁量に委ねられていると考えられる。性に関する心身の発達に伴い、必要とされるセクシュアリティ教育の内容があるにもかかわらず、障がいの多様性による実施上の困難感、内容の検討などの課題が多くあることにより、内容によっては実施できていない現状がみられる。

これらのことから、児童・生徒の心身の発達に合わせたセクシュアリティ教育の実施が求められるため、障がいの種類や程度に合わせたセクシュアリティ教育の内容や実施方法の具体策を構築することが今後の課題であると考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------